

# 柏崎市 採用活動支援補助金

最大  
**75万円**

市内中小企業者等に対し、採用活動にかかる経費を補助します。

## 補助対象者

以下の①～③全てに該当する方

- ① 市内に本社又は本部等があること
- ② 企業においては、資本金、従業員数等が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者であること。また、医療法人、社会福祉法人、財団法人又は社団法人においては、従業員数300人以下であること
- ③ 国、地方公共団体及びこれらの出資を受けていないこと

## 中小企業基本法上の中小企業者早見表

業種	① 資本金の額 又は出資の総額	② 常時使用する 従業員の数
ア 製造業、建設業、 運輸業その他の業 種(イ～エを除く)	3億円以下	300人以下
イ 卸売業	1億円以下	100人以下
ウ サービス業	5千万円以下	100人以下
エ 小売業	5千万円以下	50人以下

業種に応じ、①又は②のいずれかに該当すれば、中小企業基本法上の中小企業者です。

## 補助対象経費

対象経費の詳細と申請の流れは[裏面](#)をご覧ください。

採用情報を掲載した  
ホームページの新設・改修

就職情報  
ポータルサイトの利用

採用手段の強化・充実

補助率  
1/2  
最大  
**30万円**

補助率  
1/2  
最大  
**15万円**

補助率  
1/2  
最大  
**30万円**

## 交付申請期限

4月1日以降、随時予算額に達するまで受付けます。  
※いずれのメニューも、既に契約・申込した場合は対象となりません。

契約・申込前に市に申請してください。

様式はこちらから



(柏崎市ホームページ)

問合せ先  
申請先

〒945-8511  
柏崎市日石町2-1  
柏崎市商業観光課

TEL 0257-21-2335  
Mail shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp



かしわざき

# 補助対象経費の詳細

対象・・・○ 対象外・・・×

※振込手数料はどのメニューにおいても対象外経費です。

## 採用情報を掲載したホームページの新設・改修



○採用情報を含めたホームページの新規開設、改修(スマートフォンへの最適化等)の委託費用

×ホームページのないところが、採用に特化していないホームページを作成

## 就職情報ポータルサイトの利用



○ポータルサイトの掲載料(オプションとして掲載内容を増やす費用も対象)

×ポータルサイト主催の合同企業説明会の出展料  
⇒下記メニュー「採用手段の強化・充実」で対象とします。

※過去、柏崎市就職情報発信事業助成金で対象になった場合は、このメニューの申請はできません。

## 採用手段の強化・充実



○WEB面接ツール(有料版)の初期導入費用

×WEB面接ツールの月額料金

○合同企業説明会(WEB含む)の出展料

×合同企業説明会の交通費、宿泊費



×WEB面接ツールに必要なパソコン、WEBカメラ、スピーカー等ハードウェア、ソフトウェアの購入費(ハードウェア・ソフトウェア共にリース・レンタルであれば対象)

○採用に使用できる企業PR動画の作成委託料(自社のツールで作った場合は対象外)

○TV、ラジオ、新聞等の広告代(採用に特化した場合のみ対象)



×Wi-Fi等の通信料

○採用を目的としたパンフレットの作成経費(会社案内のみで汎用的に使用できる場合は対象外)

**注意** 1回補助を受けたメニューは、補助上限額に達していなくても、翌年度申請することができませんのでご注意ください。

(例)令和3年度に採用手段の強化・充実のメニューを申請した場合、令和4年度以降同メニューでの申請はできません(他のメニューであれば可)。

## 申請の流れ

① 契約・申込**前**に交付申請書(第1号様式)及び必要書類を郵送又は持参にて市に提出

～必要書類～ ・対象経費の分かる見積書及び内訳書の写し  
・直近の市税の納税証明書(全税目に係るもの)  
※状況によって追加資料を求める場合があります。

② 市が審査の上、交付(不交付)決定を通知

③ 事業を実施

④ 令和8(2026)年3月31日(火)までに、実績報告書(第7号様式)及び必要書類を郵送又は持参にて市に提出

～必要書類～ ・対象経費の請求書及び領収書の写し  
※状況によって追加資料を求める場合があります。